

令和5年度 野木町学童保育室児童募集！！



令和5年度の野木町学童保育室の児童の募集を行います。

つきましては内容をよくご理解のうえ、希望する方は、町教育委員会こども教育課子育て支援係（役場別館）にお申込みください。

受付期間 11月9日（水）～ 11月22日（火）

期間中の木曜日（10日・17日）のみ、午後7時まで受付します。

※期間内に申込みをされた方から、入所調整をします。



学童保育とは

町では保護者等の不在により、下校後、家庭保育を受けることができない野木町内の小学生の健全な育成を図るため、放課後児童健全育成（学童保育）事業を実施しています。

対象児童

町内に住所を有し、町内小学校に通学する児童のうち、次の事由のいずれかに該当する児童。

- 就労（月64時間以上）、疾病等の理由により昼間不在となり、保護者に代わる者がいない児童
- 家族等の看護のため、家庭で適切な保育を受けられない児童
- 自営労働等に専従することにより、家庭で適切な保育を受けられない児童
- 妊娠、または出産等の理由により、家庭で適切な保育を受けられない児童

開設場所	電話
友沼学童保育室1・2（友沼小学校内）	57-4601
野木学童保育室（野木小学校南側）	57-4477
佐川野学童保育室（佐川野小学校内）	57-1661
南赤塚学童保育室1・2（南赤塚小学校東側）・3（南赤塚小学校内）	57-1322
新橋学童保育室1・2・3・4（新橋小学校内）	57-3025

開設時間

- 下校時から午後6時まで（延長保育は午後7時まで）
- 土曜日、長期休暇（春休み・夏休み・冬休み）については、午前8時から午後6時まで（早朝保育は午前7時30分から、延長保育は午後7時まで）
- 台風等により休校になった時は、午前8時から午後6時まで（延長保育は午後7時まで、早朝保育は実施しません）※状況により、変更もあります 【裏面もご覧ください。】

閉 室

日曜日、祝日、お盆期間（8月13日～16日）、年末年始（12月29日～1月3日）、その他特別な事情が生じた場合

※南赤塚学童保育室1、新橋学童保育室1のみ、お盆期間も開所します。

指導内容

学童保育指導員が遊びなどを通して、家庭生活および社会生活において必要な規律、礼儀、健康、安全等の基本的習慣を指導します。

経 費

- 保 育 料 月 4,000円
- 延 長 保 育 料 1回 200円、1か月あたり2,000円（限度額）
- 早 朝 保 育 料 1回 100円、1か月あたり1,000円（限度額）
- お や つ 代 月 850円
- スポーツ安全保険 年間 800円

※保育料は原則口座振替とさせていただきます。

※上記は令和4年度の金額です。今後、変更となる可能性があります。

※月の途中での入退所であっても、日割り対応はできません。

利用にあたって

- 学童保育室は、就業等によりご家庭では児童を保育できない場合に利用していただく場所です。お仕事が終わりましたら、お迎えをお願いします。また、お仕事がお休みのときは、児童と一緒にご家庭で過ごすようにしてください。
- 住所や勤務先、連絡先の変更があったときは、すみやかにご連絡をお願いします。
- スポーツ安全保険は必ず加入していただきます。
- 学校給食のない日は、お弁当を持たせてください。
- 児童に不必要なものは持たせないでください（お金、玩具など）。
- 宿題等の勉強の指導はできません。
- 塾、スイミング、部活等への送迎はできません。
- 児童1人（もしくは児童だけの集団）での帰宅は認められません。必ず時間内に保護者等が迎えに来てください。
- 児童への投薬行為や投薬の指示はできません。ほかの児童への誤飲を防ぐためにも、持込もご遠慮願います。
- インフルエンザなどで学級（学校）閉鎖の時は、児童をお預かりできません。
- 保育時間中に児童による著しい他害行為等が続く場合は、他の児童の安全のため、退所していただくことがあります。
- 児童の疾病・入院その他、保護者の都合により、やむを得ず学童の休所を希望する場合は、休所希望月の前月の末日までに「一時休所申出書」を提出してください。なお、一時休所の申出は最長でも2ヶ月とし、3ヶ月目以降は退所となります。

